

令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務 回答（第1回）

質問1 仕様書3(1)アについて

- ①訪問計画とはどのような項目が必要でしょうか。様式は任意ですか。

訪問計画は、事業期間中の訪問する時期、地域、企業を記載していただきます。様式は、任意です。

- ②訪問計画はどのタイミングで貴県に提出するのでしょうか。

訪問計画を県へ提出するタイミングは、契約締結後、事業期間中の訪問計画を提出していただきます。

- ③訪問する企業の選定は、法定雇用率対象企業リストに掲載されていれば受託者が選定するという認識でよろしいでしょうか。

受託者が訪問する企業を選定し、県と協議のうえ訪問先を決定します。

質問2 仕様書3(1)イについて

- ④フォーラム2回の発表時間はどの程度を想定されていますか(30分程度等)。

15分から20分程度を想定しています。

- ⑤フォーラムはどちらも口頭発表でしょうか。その場合スライドなどの使用有無や、配布資料の有無、質疑応答の有無等についてお示しください。

フォーラムでの発表形式は、次のとおりです。

発表方法：口頭

スライド：有（会場等の都合で使用しない場合があります。）

配布資料：有（資料印刷は県で行います。）

質疑応答：有（時間の都合で省略する場合があります。）

- ⑥フォーラムの事例発表には仕様書3(1)アにてハローワークへ求人票を提出した意欲的な企業に参加いただき発表いただく想定でしょうか。それとも受託者のみの参加・発表でしょうか。

フォーラムでの発表者については指定しませんが、決定にあたっては事前に県と協議してください。

質問3 仕様書3(2)アについて

- ⑦「訪問記録の各項目と～を表形式(注)としたもの」とありますが、「(注)」とは注釈があるのでしょうか。またこちらの表形式は任意でしょうか。

大変申し訳ありません。「(注)」は不要でしたので、契約時に仕様書から削除させていただきます。

表形式については企業等訪問記録表の一覧性を高めるために作成していただくもので、表形式は任意となります。